

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【公開番号】特開2002-83148(P2002-83148A)

【公開日】平成14年3月22日(2002.3.22)

【出願番号】特願2000-270429(P2000-270429)

【国際特許分類第7版】

G 06 F 17/60

G 06 F 3/00

G 06 F 3/14

G 06 F 13/00

G 06 F 17/21

G 06 F 17/30

【F I】

G 06 F 17/60 3 0 2 E

G 06 F 17/60 Z E C

G 06 F 17/60 3 3 6

G 06 F 3/00 6 5 1 C

G 06 F 3/14 3 1 0 C

G 06 F 13/00 5 5 0 C

G 06 F 17/21 5 3 0 E

G 06 F 17/30 1 1 0 F

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月27日(2004.4.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

閲覧可能な閲覧情報を配信するシステムにおいて、

前記閲覧情報の出力レイアウトに関するレイアウト情報を複数記憶したレイアウト情報記憶手段を備え、

ユーザ情報及び前記レイアウト情報の選択を入力し、入力したユーザ情報を前記選択したレイアウト情報と対応付けて前記レイアウト情報記憶手段に登録し、前記レイアウト情報記憶手段のレイアウト情報に基づいて、前記閲覧情報の出力レイアウトを決定して前記閲覧情報を作成するようになっていることを特徴とする閲覧情報作成システム。

【請求項2】

請求項1において、

前記ユーザ情報は、前記ユーザが閲覧を希望する閲覧情報に関する閲覧希望情報を含み、前記閲覧情報を複数記憶した閲覧情報記憶手段を備え、

前記閲覧希望情報を前記レイアウト情報を前記レイアウト情報記憶手段から読み出し、読み出した閲覧希望情報に基づいて、前記閲覧情報を選択し、前記選択したレイアウト情報を前記レイアウト情報を基づいて、前記選択したレイアウト情報を出力する閲覧情報作成システム。

【請求項3】

デジタルコンテンツを配信するシステムにおいて、
前記デジタルコンテンツの出力レイアウトに関するレイアウト情報を複数記憶したレイアウト情報記憶手段と、前記デジタルコンテンツの配信先アドレスを含むユーザ情報及び前記レイアウト情報の選択を入力する入力手段と、前記入力手段で入力したユーザ情報を前記入力手段で選択したレイアウト情報と対応付けて前記レイアウト情報記憶手段に登録する登録手段と、前記レイアウト情報記憶手段のレイアウト情報に基づいて前記デジタルコンテンツの出力レイアウトを決定して前記デジタルコンテンツを作成するコンテンツ作成手段と、前記コンテンツ作成手段で作成に用いたレイアウト情報に対応する配信先アドレスに基づいて前記コンテンツ作成手段で作成したデジタルコンテンツを配信するコンテンツ配信手段とを備えることを特徴とするデジタルコンテンツ配信システム。

【請求項4】

請求項3において、

前記ユーザ情報は、前記ユーザが配信を希望するデジタルコンテンツに関するコンテンツ情報を含み、

前記デジタルコンテンツを複数記憶したコンテンツ記憶手段を備え、

前記コンテンツ作成手段は、前記コンテンツ情報及びそれに対応するレイアウト情報を前記レイアウト情報記憶手段から読み出し、読み出したコンテンツ情報に基づいて、前記コンテンツ記憶手段のなかから前記デジタルコンテンツを選択し、前記読み出したレイアウト情報に基づいて、前記選択したデジタルコンテンツについて出力レイアウトを決定して前記デジタルコンテンツを作成するようになっていることを特徴とするデジタルコンテンツ配信システム。

【請求項5】

請求項3及び4のいずれかにおいて、

前記ユーザ情報は、前記ユーザが配信を希望する時間帯に関するスケジュール情報を含み、

前記コンテンツ配信手段は、前記コンテンツ作成手段で作成に用いたレイアウト情報に対応するスケジュール情報に基づいて、前記コンテンツ作成手段で作成したデジタルコンテンツを配信するようになっていることを特徴とするデジタルコンテンツ配信システム。

【請求項6】

閲覧可能な閲覧情報を配信するコンテンツ配信端末において、

前記閲覧情報の出力レイアウトに関するレイアウト情報を複数記憶したレイアウト情報記憶手段を備え、

ユーザ情報及び前記レイアウト情報の選択を入力し、入力したユーザ情報を前記選択したレイアウト情報と対応付けて前記レイアウト情報記憶手段に登録し、前記レイアウト情報記憶手段のレイアウト情報に基づいて、前記閲覧情報の出力レイアウトを決定して前記閲覧情報を作成するようになっていることを特徴とするコンテンツ配信端末。

【請求項7】

請求項6において、

前記ユーザ情報は、前記ユーザが閲覧を希望する閲覧情報に関する閲覧希望情報を含み、

前記閲覧情報を複数記憶した閲覧情報記憶手段を備え、

前記閲覧希望情報を前記レイアウト情報を前記レイアウト情報記憶手段から読み出し、読み出した閲覧希望情報を基づいて、前記閲覧情報記憶手段のなかから前記閲覧情報を選択し、前記読み出したレイアウト情報を基づいて、前記選択した閲覧情報について出力レイアウトを決定して前記閲覧情報を作成するようになっていることを特徴とするコンテンツ配信端末。

【請求項8】

デジタルコンテンツを配信するコンテンツ配信端末において、

前記デジタルコンテンツの出力レイアウトに関するレイアウト情報を複数記憶したレ

イアウト情報記憶手段と、前記ディジタルコンテンツの配信先アドレスを含むユーザ情報を及び前記レイアウト情報の選択を入力する入力手段と、前記入力手段で入力したユーザ情報を前記入力手段で選択したレイアウト情報と対応付けて前記レイアウト情報記憶手段に登録する登録手段と、前記レイアウト情報記憶手段のレイアウト情報に基づいて前記ディジタルコンテンツの出力レイアウトを決定して前記ディジタルコンテンツを作成するコンテンツ作成手段と、前記コンテンツ作成手段で作成に用いたレイアウト情報に対応する配信先アドレスに基づいて前記コンテンツ作成手段で作成したディジタルコンテンツを配信するコンテンツ配信手段とを備えることを特徴とするコンテンツ配信端末。

【請求項 9】

請求項 8 において、

前記ユーザ情報は、前記ユーザが配信を希望するディジタルコンテンツに関するコンテンツ情報を含み、

前記ディジタルコンテンツを複数記憶したコンテンツ記憶手段を備え、

前記コンテンツ作成手段は、前記コンテンツ情報及びそれに対応するレイアウト情報を前記レイアウト情報記憶手段から読み出し、読み出したコンテンツ情報に基づいて、前記コンテンツ記憶手段のなかから前記ディジタルコンテンツを選択し、前記読み出したレイアウト情報に基づいて、前記選択したディジタルコンテンツについて出力レイアウトを決定して前記ディジタルコンテンツを作成するようになっていることを特徴とするコンテンツ配信端末。

【請求項 10】

請求項 8 及び 9 のいずれかにおいて、

前記ユーザ情報は、前記ユーザが配信を希望する時間帯に関するスケジュール情報を含み、

前記コンテンツ配信手段は、前記コンテンツ作成手段で作成に用いたレイアウト情報に対応するスケジュール情報に基づいて、前記コンテンツ作成手段で作成したディジタルコンテンツを配信するようになっていることを特徴とするコンテンツ配信端末。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

また、出力レイアウトには、閲覧情報を画面上に表示する場合の表示レイアウト、または閲覧情報を紙面上に印刷する場合の印刷レイアウトが含まれる。以下、請求項 6 記載のコンテンツ配信端末において同じである。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

また、作成した閲覧情報は、ユーザに配信するようにしてもよいし、ユーザがクライアント端末からアクセスして取得できるように記憶手段に格納するようにしてもよい。以下、請求項 6 記載のコンテンツ配信端末において同じである。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

ここで、出力レイアウトには、デジタルコンテンツを画面上に表示する場合の表示レイアウト、またはデジタルコンテンツを紙面上に印刷する場合の印刷レイアウトが含まれる。以下、請求項 8 記載のコンテンツ配信端末において同じである。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

これにより、ユーザの希望に比較的沿った時間帯にデジタルコンテンツが配信されるので、従来に比して、ユーザにとって満足度の高い配信サービスを提供することができる。

一方、上記目的を達成するために、本発明に係る請求項 6 記載のコンテンツ配信端末は、閲覧可能な閲覧情報を配信するコンテンツ配信端末において、前記閲覧情報の出力レイアウトに関するレイアウト情報を複数記憶したレイアウト情報記憶手段を備え、ユーザ情報および前記レイアウト情報の選択を入力し、入力したユーザ情報を前記選択したレイアウト情報と対応付けて前記レイアウト情報記憶手段に登録し、前記レイアウト情報記憶手段のレイアウト情報に基づいて、前記閲覧情報の出力レイアウトを決定して前記閲覧情報を作成するようになっている。

このような構成であれば、請求項 1 記載の閲覧情報作成システムと同等の作用および効果が得られる。

さらに、本発明に係る請求項 7 記載のコンテンツ配信端末は、請求項 6 記載のコンテンツ配信端末において、前記ユーザ情報は、前記ユーザが閲覧を希望する閲覧情報に関する閲覧希望情報を含み、前記閲覧情報を複数記憶した閲覧情報記憶手段を備え、前記閲覧希望情報およびそれに対応するレイアウト情報を前記レイアウト情報記憶手段から読み出し、読み出した閲覧希望情報を基づいて、前記閲覧情報記憶手段のなかから前記閲覧情報を選択し、前記読み出したレイアウト情報を基づいて、前記選択した閲覧情報について出力レイアウトを決定して前記閲覧情報を作成するようになっている。

このような構成であれば、請求項 2 記載の閲覧情報作成システムと同等の作用および効果が得られる。

さらに、本発明に係る請求項 8 記載のコンテンツ配信端末は、デジタルコンテンツを配信するコンテンツ配信端末において、前記デジタルコンテンツの出力レイアウトに関するレイアウト情報を複数記憶したレイアウト情報記憶手段と、前記デジタルコンテンツの配信先アドレスを含むユーザ情報および前記レイアウト情報の選択を入力する入力手段と、前記入力手段で入力したユーザ情報を前記入力手段で選択したレイアウト情報と対応付けて前記レイアウト情報記憶手段に登録する登録手段と、前記レイアウト情報記憶手段のレイアウト情報に基づいて前記デジタルコンテンツの出力レイアウトを決定して前記デジタルコンテンツを作成するコンテンツ作成手段と、前記コンテンツ作成手段で作成に用いたレイアウト情報に対応する配信先アドレスに基づいて前記コンテンツ作成手段で作成したデジタルコンテンツを配信するコンテンツ配信手段とを備える。

このような構成であれば、請求項 3 記載のデジタルコンテンツ配信システムと同等の作用および効果が得られる。

さらに、本発明に係る請求項 9 記載のコンテンツ配信端末は、請求項 8 記載のコンテンツ配信端末において、前記ユーザ情報は、前記ユーザが配信を希望するデジタルコンテンツに関するコンテンツ情報を含み、前記デジタルコンテンツを複数記憶したコンテンツ記憶手段を備え、前記コンテンツ作成手段は、前記コンテンツ情報を基づいて、前記コンテンツ記憶手段から読み出し、読み出したコンテンツ情報を基づいて、前記コンテンツ記憶手段のなかから前記デジタルコンテンツを選択し、前記読み出したレイアウト情報を基づいて、前記選択したデジタルコンテンツについて出力レイアウトを決定して前記デジタルコンテンツを作成するようになっている。

このような構成であれば、請求項4記載のデジタルコンテンツ配信システムと同等の作用および効果が得られる。

さらに、本発明に係る請求項10記載のコンテンツ配信端末は、請求項8および9のいずれかに記載のコンテンツ配信端末において、前記ユーザ情報は、前記ユーザが配信を希望する時間帯に関するスケジュール情報を含み、前記コンテンツ配信手段は、前記コンテンツ作成手段で作成に用いたレイアウト情報を対応するスケジュール情報に基づいて、前記コンテンツ作成手段で作成したデジタルコンテンツを配信するようになっている。

このような構成であれば、請求項5記載のデジタルコンテンツ配信システムと同等の作用および効果が得られる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

インターネット199には、図1に示すように、デジタルコンテンツを提供する複数のコンテンツ提供端末S1～Snと、コンテンツ提供端末S1～Snから提供されたデジタルコンテンツを収集蓄積して配信するコンテンツ配信端末100と、ユーザの利用に供するユーザ端末200とが接続されている。なお、発明の理解を容易にするため、ユーザ端末200を一台しか図示していないが、実際には、複数のユーザ端末がインターネット199に接続されている。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0081

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0081】

コンテンツ配信端末100では、配信開始要求を受信すると、ステップS100～S120を経て、これまでに受信したコンテンツの指定、ユーザID等および出力レイアウト等の指定がユーザプロファイルテーブル300に登録される。このとき、コンテンツの指定は、カテゴリNo.対応テーブル340を参照してカテゴリNo.として登録され、出力レイアウトの指定は、レイアウトNo.対応テーブル330を参照してレイアウトNo.として登録される。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0087

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0087】

さらに、本実施の形態では、コンテンツ配信端末100は、デジタルコンテンツを複数記憶したコンテンツ登録DB42を備え、カテゴリNo.およびそれに対応するレイアウト定義ファイルをユーザ情報登録DB40から読み出し、読み出したカテゴリNo.に基づいて、コンテンツ登録DB42のなかからデジタルコンテンツを選択し、読み出したレイアウト定義ファイルに基づいて、選択したデジタルコンテンツについて出力レイアウトを決定してデジタルコンテンツを作成するようになっている。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0091

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0091】

上記実施の形態において、ディジタルコンテンツは、請求項1または6記載の閲覧情報に対応し、レイアウト定義ファイルは、請求項1ないし10記載のレイアウト情報に対応し、カテゴリNo.は、請求項4または9記載のコンテンツ情報に対応し、配信日および配信時刻は、請求項5または10記載のスケジュール情報に対応している。また、ユーザ情報登録DB40は、請求項1ないし4、または5ないし9記載のレイアウト情報記憶手段に対応し、ステップS100～S112は、請求項3または8記載の入力手段に対応し、ステップS114は、請求項3または8記載の登録手段に対応し、ステップS212は、請求項3ないし5、または8ないし10記載のコンテンツ作成手段に対応し、ステップS216は、請求項3、5、8または10記載のコンテンツ配信手段に対応している。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0100

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0100】

さらに、本発明に係る請求項5記載のディジタルコンテンツ配信システムによれば、ユーザの希望に比較的沿った時間帯にディジタルコンテンツが配信されるので、従来に比して、ユーザにとって満足度の高い配信サービスを提供することができるという効果も得られる。

一方、本発明に係る請求項6記載のコンテンツ配信端末によれば、請求項1記載の閲覧情報作成システムと同等の効果が得られる。

さらに、本発明に係る請求項7記載のコンテンツ配信端末によれば、請求項2記載の閲覧情報作成システムと同等の効果が得られる。

さらに、本発明に係る請求項8記載のコンテンツ配信端末によれば、請求項3記載のディジタルコンテンツ配信システムと同等の効果が得られる。

さらに、本発明に係る請求項9記載のコンテンツ配信端末によれば、請求項4記載のディジタルコンテンツ配信システムと同等の効果が得られる。

さらに、本発明に係る請求項10記載のコンテンツ配信端末によれば、請求項5記載のディジタルコンテンツ配信システムと同等の効果が得られる。